

労働者への安全衛生教育の実施が義務付けられています

労働安全衛生法（安衛法）では、事業者がその労働者に対して所定の安全衛生教育を行うことなどを義務付けています（罰則あり）。安衛法第59条や第60条に基づく教育について、令和7年の全監督指導では、70事業場で法令違反が認められています。

安全衛生教育を効果的かつ確実に行いましょう。

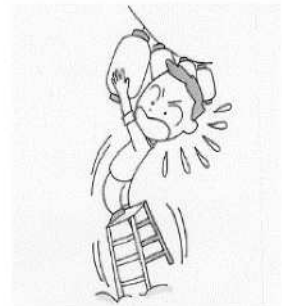


雇入れ時等の安全衛生教育

業種・国籍・企業規模・雇用形態などにかかわらず、すべて事業者は、労働者を新たに雇い入れたり、その作業内容を変更したときは、遅滞なく、**安全衛生教育を実施しなければなりません**（安衛法第59条第1項、第2項）。



厚生労働省「職場のあんぜんサイト」では、日本語の安全衛生教育教材のほか、外国語版（13か国語）も掲載しています。



<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/>

特別教育、就業制限

一定の危険・有害な業務に労働者を就かせるときは、事業者は、その業務に関する安全または衛生に関する特別の教育を行わなければなりません（安衛法第59条第3項（特別教育））。

また、特に危険・有害な業務については、免許や技能講習など必要な資格を有する者でなければ、その業務に就くことが禁止されています（安衛法第61条（就業制限））。



特別教育と就業制限の対象業務（概要）

発破、ボイラー、揚貨装置、クレーン、跨線テルハ、移動式クレーン、デリック、玉掛け、潜水、高圧室・気こう室・再圧室、金属溶接、アーク溶接、フォークリフト、建設機械、ショベルローダー・フォークローダー、不整地運搬車、高所作業車、軌条運搬器、建設用リフト、 Gondola、研削といし、動力プレス・シャー、充電電路等、電気自動車整備、伐木等機械、走行集材機械、機械集材装置、簡易架線集材装置・架線集材機械、チェーンソー、ボーリングマシン、ジャッキ式つり上げ機械、巻上げ機、四アルキル鉛、酸素欠乏危険場所、特殊化学設備、X線装置・線照射装置、核燃料物質・使用済み燃料、特定粉じん作業、ずい道、産業用ロボット、自動車タイヤの空気充填、廃棄物焼却施設、石綿、東日本大震災に係る放射性物質汚染物、足場の組立て・解体・変更作業、ロープ高所作業、フルハーネス型墜落制止用器具

【関連サイト】

雇入れ時等教育、特別教育、就業制限などの詳細は、次の厚生労働省HPもご覧ください。

「労働安全衛生関係の免許・資格・技能講習・特別教育など」（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/anzen/ei10/qualification_education.html

